

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 15 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 8 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 19 件

国民年金関係 9 件

厚生年金関係 10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月

私は、20 歳当時学生だったので、父がA市役所で国民年金の加入手続を行ってくれたが、国民年金保険料は自分で納付していた。申立期間の保険料は、結婚する前にA市で納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、20歳から 60 歳までの国民年金保険料を全て納付していることから、納付意識の高さが認められる。

また、申立人から提出された「昭和 49 年度国民年金保険料納入通知書兼領収書」から、申立人が昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの保険料をA市で現年度納付していることが確認できる上、申立期間後に居住したB市の国民年金被保険者名簿では、昭和 50 年 2 月からの保険料が同市において納付済みと記録されていることから、申立人の主張どおり申立期間の保険料はA市で納付したものと考えられる。

さらに、特殊台帳及び上記B市の被保険者名簿において、昭和 49 年 4 月から 50 年 1 月までの期間が未納とされているところ、オンライン記録によると、申立人が提出した上記領収書に基づき、当該期間のうち、49 年 4 月から同年 12 月までの期間が平成 22 年 4 月 12 日付けで納付済みに訂正されていることを踏まえると、申立期間当時、行政側の記録管理に不備があったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3573

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月

私は、昭和 50 年 11 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を納付したのに年金記録では国民年金に未加入の期間とされていた。A年金事務所は誤りを認めて 50 年 11 月から 51 年 2 月までは納付済みと訂正したが、申立期間の同年 3 月については国民年金の被保険者資格を喪失しているという理由で保険料を還付するとのことだが、今になって還付するのではなく納付済み期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人は昭和 47 年 12 月から 61 年 3 月までは国民年金に未加入の期間とされていたが、申立人の所持する国民年金手帳には、50 年 11 月 4 日に任意加入し、51 年 3 月 13 日に資格喪失したことが記入されており、印紙検認記録欄には 50 年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料を 51 年 1 月 31 日に、申立期間を含む同年 1 月から同年 3 月までの保険料を同年 3 月 15 日に検認したことを示す B 市の検認印が押されている。

また、申立人の特殊台帳には、昭和 50 年 11 月から 51 年 3 月までの期間は納付済みとされているが、資格記録欄は 47 年 12 月 1 日で資格喪失となっていることから、当該期間は国民年金に未加入の期間の納付となるが還付処理が行われた形跡は見当たらない。

さらに、A年金事務所は、申立人の記録照会に対して誤りを認め、平成 22 年 10 月 20 日に昭和 50 年 11 月から 51 年 2 月までを納付済みとし、申立期間については平成 22 年 11 月 10 日に還付決議を行うなど、記録管理の不手際が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から57年3月まで
② 昭和61年4月から62年3月まで

私は、昭和37年4月から国民年金保険料を納めており、結婚後は妻が私の保険料も妻の保険料と一緒に納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、12か月と短期間であり、申立人は申立期間②以降、60歳で国民年金の被保険者資格を喪失するまで国民年金保険料を全て納付している上、一緒に保険料を納付したとする申立人の妻は申立期間②の保険料を納付済みであることから、申立期間②の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、オンライン記録によると、直後の昭和57年4月から60年3月までは申請免除期間であり、55年4月以降、長期間にわたり保険料の納付が確認できない上、一緒に保険料を納付したとする申立人の妻も同年4月から60年3月まで長期間未納であることから、申立期間①の保険料が納付されていたとは考え難い。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 52 年 3 月まで

申立期間については、オンライン記録では国民年金に未加入の期間とされているが、私の所持する年金手帳には昭和 51 年 6 月から 52 年 3 月までの期間が国民年金の被保険者と記録されている上、生年月日が誤って記載されている。申立期間の国民年金保険料は納付していたので、年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、基礎年金番号に未統合の国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳を所持しており、同手帳の「国民年金の記録（１）」欄には、申立期間に係る昭和 51 年 6 月 9 日に被保険者資格を取得し、52 年 4 月 30 日に被保険者資格を喪失したことが記載されているが、オンライン記録によれば、当該未統合の手帳記号番号は取り消され、「手番無効者」とされている。

しかし、社会保険事務所（当時）では、手帳記号番号を取り消し、「手番無効者」とするのは、国民年金の加入期間にほかの被用者年金制度である厚生年金保険又は共済組合へ加入した場合や、国外に移住し国民年金の加入義務が無くなった場合などが考えられるとしているが、申立人はいずれにも該当しない上、当該手帳記号番号の申立人の生年月日は誤って記録されており、オンライン記録に記録される手帳記号番号の取消処理状況についても記録されていないなど、行政の記録管理が適正に行われなかったものと考えられる。

また、申立期間は任意加入期間の 10 か月と短期間であり、申立人は他の任意加入期間を含めて国民年金の加入期間に未納が無いことを考慮すると、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月まで

私は、結婚後は必ず夫の分と一緒に国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間について夫だけが納付済みとされ、私は未納とされていることは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した当初の 2 か月と申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、申立人の夫は、20 歳から現在までの保険料を全て納付していることから、申立人及びその夫の納付意識の高さが認められる。

また、申立人は、A 市に転入した昭和 51 年 6 月 5 日に国民健康保険の被保険者資格を取得しており、申立人の夫は、「婚姻届及び妻の転入届と一緒に、妻の国民年金の住所変更の届出を行った。」と述べているところ、A 市役所は、「当時、住所転入届の窓口では、手続に来た人が国民年金の加入者だった場合、国民年金の住所変更手続も行うよう促していたようだ。また、国民年金と国民健康保険の窓口は同じだった。」と回答している。

さらに、申立期間は 21 か月と比較的短期間である上、申立人の夫は申立期間の保険料を納付していることから、申立人の申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

加えて、申立人の特殊台帳には、昭和 48 年度から 58 年度までの納付記録が記載されているが、結婚による氏名変更及び A 市への住所変更が記載されていないなど、申立期間に係る記録管理が適切に行われていなかった可能性が考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から 63 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から 63 年 10 月まで

私は、昭和 62 年 6 月に会社を退職した後に、A 市役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、国民年金保険料と国民健康保険料を同時に納付することは大変であったことを覚えている。次の就職先が決まる 63 年 10 月までは定期的に保険料を納付していたのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 6 月に会社を退職後、A 市役所において国民年金の加入手続を行ったと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の第 3 号被保険者の該当処理日から、同年 7 月から同年 8 月頃に払い出され、申立人は同時期に国民年金の加入手続を行ったことが推認できる上、加入時点において、申立期間は国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間である。

また、申立人が所持する年金手帳には、申立人が重複して手帳記号番号の払出しを受けたことにより、A 市において手帳記号番号の重複取消しが行われたことが記載されており、申立人は会社を退職後、速やかに厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていることを考え合わせると、申立人は保険料を納付する意思があり、国民年金の加入手続を行ったことがうかがえる上、申立期間は 16 か月と比較的短期間であることを考慮すると、申立人は申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から 63 年 7 月までの期間及び同年 9 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 11 月から 63 年 7 月まで
② 昭和 63 年 9 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 62 年 10 月 20 日に会社を退職してすぐに、A 町（現在は、B 市）役場から国民年金加入のお知らせが自宅に届いたので、同年 11 月頃に母が加入手続きを行い、加入以降は母が集金に来ていた役場の職員に私と父の二人分の国民年金保険料を毎月定期的に納付しているはずである。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 62 年 10 月 20 日に会社を退職してすぐに、A 町役場から国民年金加入のお知らせが自宅に届いたので、同年 11 月頃に申立人の母が加入手続きを行ってくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により同年 8 月 3 日に社会保険事務所（当時）から A 町に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の第 3 号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続きは同年 12 月頃に行われと推認できることから、加入時期は申立人の主張とおおむね一致する。

また、申立期間①は 9 か月と短期間である上、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその父は申立期間が納付済みであることを踏まえると、申立人は申立期間①の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

申立期間②については、申立人の母は申立期間②と一部重なる昭和 63 年 12 月から平成元年 3 月の保険料を 2 年 3 月 29 日に一括納付しているこ

とがオンライン記録により確認でき、当該納付時点において、申立期間②の保険料は過年度納付が可能である上、申立期間②は7か月と短期間であることを踏まえると、その母が自身の保険料と一緒に申立期間②の保険料も過年度納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

A社（B区）における申立人の資格喪失日は昭和 51 年 6 月 1 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 50 年 10 月から 51 年 5 月までの標準報酬月額については、50 年 10 月から 51 年 4 月までは 11 万 8,000 円、同年 5 月は 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

また、事業主は、申立人が昭和 53 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められ、かつ、申立人のA社（C区）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年 6 月 21 日であったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 53 年 4 月及び同年 5 月の標準報酬月額は、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 10 月 31 日から 51 年 6 月 1 日まで
② 昭和 53 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 50 年 9 月にB区Dに所在したA社に入社し、同社が一旦倒産し、C区Eに移転してからも継続して勤務し、同社が倒産した 53 年 6 月まで勤務した。50 年 10 月から 51 年 5 月までの期間及び 53 年 4 月から同年 6 月までの期間は厚生年金保険料が給与から控除されていた。給料支払明細書を提出するので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出された申立期間①に係る給料支払明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間①にB

区に所在したA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社は、昭和50年12月1日に事業廃止を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の資格喪失日は、その6か月後の51年5月28日に受け付けられ、遡及して50年10月31日と記録されたことが確認できる上、当該事業所に係る被保険者名簿に記載されている全被保険者43名のうち、申立人と同日に資格喪失に係る届出が受け付けられている者が申立人を含めて23名おり、その資格喪失日は、同年3月1日が1名、同年6月30日が20名、同年10月31日が申立人を含め2名となっており、かつ、複数の元同僚の証言により、同社は、申立期間①においても適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が申立人について、昭和50年10月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、51年6月1日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書により、昭和50年10月から51年4月までは11万8,000円、同年5月は12万6,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、申立人から提出された申立期間②に係る給料支払明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、当時、C区に所在したA社において、昭和53年4月1日から同年6月20日まで継続して勤務し、保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社は、昭和51年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、53年5月31日に事業廃止を理由に適用事業所ではなくなっているところ、当該事業所に係る被保険者名簿により、申立人に係る被保険者資格取得届が同年4月28日に受け付けられ、同年4月1日を資格取得日と記録されているにも関わらず、当該記録が、当該事業所が適用事業所でなくなった後の54年3月26日に二重線で遡及して抹消されていることが確認できる上、同様の処理が行われている者が申立人の他に1名確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が、申立人について、昭和53年4月1日を資格取得日とする届出を取り消す合理的理由は無く、当該取消処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格取得日は同日、資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日の

同年6月21日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書により、13万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和53年6月21日から同年7月1日までの期間については、同年6月の給料支払明細書から厚生年金保険料が控除されていることは確認できるが、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録により、離職日が同年6月20日となっていることが確認できる上、申立人から提出された同年6月分の給料支払明細書の労働日数欄は空白であることから、申立人が同年6月末日まで勤務していたとは認め難い。

したがって、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成13年10月から同年12月までの期間、14年2月から同年5月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年2月1日から20年9月1日まで

私は、A社に勤務した期間のうち、平成13年2月から20年8月までの標準報酬月額が実際の給与額と相違している。当時は、基本給35万2,000円及び交通費2万4,050円の給与体系であり、標準報酬月額は38万円に該当する。会社側は届出ミスを認めており、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社から提出された給与支給額月別表から確認できる保険料控除額から、平成13年10月から同年12月までの期間、14年2月から同年5月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間については、36万円とすることが妥当であ

る。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に見合う保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立人の標準報酬月額について、交通費を含めずに届け出た。」と回答していることから、事業主がオンライン記録どおりの標準報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、平成 17 年 1 月及び同年 2 月については、A 社から提出された給与支給額月別表により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額より高い報酬月額を支給され、かつ、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料より高い額を給与から控除されていることが確認できるが、同社は、「申立人の 16 年 11 月の給与支給額が 0 円だったため、社会保険料の控除ができなかったことから、17 年 1 月から同年 3 月の給与で 3 回に分けて、通常の保険料に上乗せして控除したものである。」と回答しており、当該 3 か月において控除された保険料の合計額がオンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料 4 か月分と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成 13 年 2 月から同年 9 月までの期間、14 年 1 月、同年 6 月、同年 10 月から 16 年 12 月までの期間及び 17 年 3 月から 20 年 8 月までの期間については、A 社から提出された給与支給額月別表及び申立人から提出された給与明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は下回っていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和21年7月7日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和20年12月から21年3月までは110円、同年4月から同年6月までは600円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和21年7月7日から同年8月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日（21年7月7日）を取り消し、喪失日に係る記録を21年8月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月1日から21年8月15日まで

私は、昭和14年5月からA社に勤務していたが、17年に徴兵検査を受け、18年1月から義務兵役で従軍した。義務兵役のため、会社はその間給料を支給してくれており、終戦後復員し、21年8月頃に復職した。同社の在籍証明書にもあるとおり、定年まで継続して勤務していたのに、厚生年金保険の未加入期間があることは納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和20年12月1日から21年7月7日までの期間については、A社から提出された在籍証明書及び人事記録により、申立人が14年5月1日から52年7月21日まで継続して当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、B局から提出された軍歴確認書により、申立人が昭和18年1月16日に陸軍に召集され、21年7月7日に除隊されたことが確認でき

る。

さらに、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 では、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が軍隊に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による時効によって保険料の徴収権が消滅した期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであると考えられる。

以上のことから、申立人の資格喪失日は、軍歴確認書の除隊日である昭和 21 年 7 月 7 日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 20 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録及び標準報酬月額表の改定状況から、同年 12 月から 21 年 3 月までは 110 円、同年 4 月から同年 6 月までは 600 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和 21 年 7 月 7 日から同年 8 月 15 日までの期間については、上記在籍証明書及び人事記録により、申立人が 14 年 5 月 1 日から 52 年 7 月 21 日まで継続して A 社に勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所は、申立人に送付した文書において「継続して在籍していたにもかかわらず、特定の期間だけ社会保険に加入していない期間があることは不自然であり、会社としては継続して加入していたであろうと考えられます。」と回答している。

さらに、当該事業所において、申立人と同様の職種に就き、陸軍に召集された後復職した元同僚は、出征中も被保険者資格が継続しており、被保険者期間の欠落は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 20 年 11 月の社会保険事務所の記録及び標準報酬月額表の改定状況から、21 年 7 月は 600 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和27年6月19日から同年7月10日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を同年6月19日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から21年6月1日まで
② 昭和27年6月19日から同年7月10日まで
③ 昭和53年4月1日から57年1月1日まで

申立期間①については、父が生前所持していた履歴書により、父は地元のC（学校）を昭和8年3月に卒業後、D社（その後、E社に社名変更）に入社し、45年10月に定年で退職するまで継続して勤務した。この間、12年4月に正社員のF（職種）として任用され、17年10月にG（地名）のH事業所に長期出張して、I事業所に勤務し、J（業務）の仕事をしていた。終戦後の21年4月に引き上げ帰国し、同年6月からK事業所に勤務したので、申立期間①の年金記録を認めてほしい。

申立期間②については、D社に継続して勤務しているのに、年金記録が欠落していることは納得できない。

申立期間③については、当時、私は父と同居しており、確かにL区MにあったN社（現在は、O社）本社に勤務していたことを記憶しているので、この間の年金記録が欠落していることは納得できない。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、雇用保険の加入記録及びE社から提出された人事記録から判断すると、申立人はD社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和 27 年 6 月 19 日に同社K事業所からA社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和 27 年 7 月の社会保険事務所（当時）の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①については、E社から提出された人事記録により、申立人は、昭和 12 年 8 月 1 日にD社にF（職種）として雇い入れられ、P事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、昭和 17 年 6 月に施行された労働者年金保険法では現業員の男性のみが同法の被保険者とされていることから、F（職種）である申立人は、当該被保険者に該当しなかったと考えられる上、当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できるものの、「労働者年金保険ノ記号番号」欄には、労働者年金保険被保険者であることの記載は無い。

また、上記人事記録及び申立人から提出された履歴書並びに手帳のメモにより、申立人は、昭和 17 年 10 月に外地のG（地名）に長期出張を命じられた後、18 年 4 月 1 日にG（地名）のH事業所に勤務し、21 年 4 月 1 日に帰国していることから、18 年 4 月以後帰国するまでの期間については、外地において勤務していることから、内地を適用区域とする国内法である労働者年金保険法及び厚生年金保険法の被保険者の対象でなかったものと考えられる。

さらに、上記人事記録により、申立人は、昭和 21 年 4 月 1 日にK事業所勤務を命ぜられていることが確認できるところ、申立人から提出された手帳のメモにより、申立人は、帰国後、Q市の実家に滞在した後の同年 6 月からE社K事業所に勤務していることが記載されており、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③については、〇社から提出された人事記録により、申立人は昭和 55 年 1 月 5 日に入社し、56 年 6 月 8 日に退職したことが確認できる。

しかしながら、職員の福利厚生関係の課長の経歴がある元同僚は、「人事記録の内容から判断すると、申立人は正規の R（職種）でなく、外部顧問又は嘱託であり、厚生年金保険には加入していない。当社は、当時 60 歳定年であり、申立人は入社時 60 歳を超えているので、正社員ではない。」と供述している。

また、当該事業所は、「申立人の厚生年金保険の加入条件及び保険料の控除について、当時の関係書類が残っていないため確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 29 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

私は、A社における平成 16 年夏期の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いが、申立期間に係る賞与明細書を提出するので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書の保険料控除額により、29 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったと認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年7月1日まで

私は、平成4年6月にA（役職）待遇でB社に入社してから、6年9月に退職するまで給与が減額されたことは無いにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が18万円となっていることは納得できない。調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の平成4年分標準報酬月額の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書において、報酬月額欄は、同年5月は空欄であり、同年6月は185,010円、同年7月は341,810円、3か月で除した平均報酬月額は175,606円と記載され、これに基づき社会保険事務所は標準報酬月額を18万円と決定したことが確認できるが、同年5月は報酬が無く、同年6月は資格取得日が同月6日で給与の締め日が同月20日であることから、支払基礎日数は20日未満となり、平均報酬月額の計算から除外する取扱いとなる。

また、C事務センターは、「算定基礎届の処理時において、事業主が計算した3か月で除した平均報酬月額を基に、標準報酬月額を18万円と事務的に決定したが、平成4年5月は報酬が無く、同年6月の支払基礎日数は20日未満と考えられることから、標準報酬月額は、同年7月を対象月とし34万円に決定すべきと思われる。」と回答している。

さらに、D年金事務所は、「本件のようなケースについて、当事務所が再計算せずに標準報酬月額を18万円と決定したことは明らかに処理誤りである。事業所の届出に不自然さがあると判断し事業所に支払基礎日数の

照会を行った上で、標準報酬月額を決定すべきであった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 34 万円とする旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 34 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 18 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における標準報酬月額に係る記録を、同年 7 月は 30 万円、同年 8 月は 28 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで

私は、平成 17 年 6 月に A 社に入社後、同年 8 月から正社員となり、基本給及び技能手当等の固定的給与が上がったにもかかわらず、18 年 8 月までの標準報酬月額が変更されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人から提出された A 社の給与明細書及び賃金台帳により、申立期間のうち、平成 18 年 7 月及び同年 8 月の標準報酬月額については、同年 7 月は 30 万円、同年 8 月は 28 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、給与明細書及び賃金台帳において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたって一致していない上、事業主は、昇給に伴う報酬月額の変更届を適正な時期に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 17 年 8 月から 18 年 6 月までは、給与明細書及び賃金台帳により認定される標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年9月21日から同年12月28日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を同年9月21日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から25年6月22日まで
② 昭和32年9月21日から同年12月28日まで

私は、昭和23年4月1日から25年6月22日まではC社D事業所に、同年8月から平成3年1月まではA社にそれぞれ勤務した。申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっておらず納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和32年9月21日に同社E工場から同社B工場に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和32年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料は無く不明であると回答しており、そのほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①については、オンライン記録において、申立期間①当時、F 県に C 社 D 事業所という名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、申立人及び元同僚が C 社の親会社であったと供述している G 社へ照会したが、「申立人の在籍は確認できない。」と回答している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い。

さらに、申立人が氏名を挙げた元同僚についても、G 社に係る上記被保険者名簿にその氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 10 月の婚姻を契機に、A 町役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は B 信用組合 C 支店の私の預金口座からの口座振替で納付した。私の申立期間の年金記録が未納となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 10 月の婚姻を契機に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を口座振替で納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 60 年 12 月 27 日に社会保険事務所（当時）から A 町に払い出された手帳記号番号の一つであり、この時点では、申立期間のうち 58 年 9 月以前は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、同町の保管する申立人の国民年金被保険者名簿において「職権適用」と記録されていることから、この職権適用が行われるまで申立人は国民年金に未加入であったと考えられ、同名簿には、申立期間を含む昭和 48 年 12 月から 61 年 3 月までの期間が未納とされておりオンライン記録と一致する。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人から提出された昭和 58 年分確定申告書の写しについては、各欄に記載されている金額と合計金額が一致しない等の不整合があるため、申立期間の保険料を納付していたことを示す資料として採用できな

い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から5年3月まで

私の国民年金は、母が加入手続を行い、平成3年7月からの国民年金保険料は母が納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続を行い、平成3年7月からの国民年金保険料はその母が納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は5年5月20日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された5,000冊のうちの一つであり、前後の手帳記号番号の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は同年7月頃に行われたものと推認され、この時点まで、申立人は国民年金に未加入であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人に対して過年度納付書が平成6年12月6日に発行されたことが記録されていることから、同日時点で、申立期間は未納と考えられ、申立期間のうち、4年10月以前の保険料は時効により納付することができない上、申立人の保険料を納付した申立人の母は、申立期間の保険料をまとめて納付したことは無いと供述している。

加えて、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の母は、加入手続の時期、保険料の納付時期、保険料額等の記憶が明確でない上、申立期間の保険料

を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月

私は、昭和 63 年 2 月に結婚して専業主婦になったので、同年 3 月に A 市役所 B 出張所（当時）に出向いて厚生年金保険から国民年金への種別変更手続きを行ったとき、同年 3 月の国民年金保険料が未納であるとの指摘を受け、その場で保険料を現金で納付した。そのときに領収証を要求したが発行されず、その後、自分の年金記録が送付されてくるたびに未納の記録を取り消してもらえるよう要望してきたが、年金記録が訂正されないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 3 月に A 市役所 B 出張所へ出向き、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、A 市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金の加入手続は同年 4 月下旬に行われたことが記録されており、申立人の主張する加入手続及び保険料納付を行った時期と相違している上、同被保険者名簿の検認カードにおいて、申立期間は未納と記録されており、オンライン記録とも一致している。

また、オンライン記録によれば、平成 2 年 3 月 12 日に申立期間に係る過年度納付書の作成記録があることから、申立期間の保険料の納付義務が時効消滅する直前まで申立期間は未納であったと考えられる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成3年3月から4年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から3年2月まで
② 平成3年3月から4年3月まで

私がA社を退職した直後の平成元年4月26日に、母がB市役所の窓口で私の国民健康保険の手続と一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、母がC信用金庫D支店で毎月末に納付していたはずであり、申立期間①について未納とされていることは納得できない。

また、申立期間②については、母が定期的に納付していたにもかかわらず、E社会保険事務所（当時）から保険料納付の督促があったため、私が誤って重複納付しているので、重複して納付した保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が平成元年4月26日に申立人の国民健康保険の手続と一緒に国民年金の加入手続をB市役所の窓口で行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の加入手続が5年4月頃にB市F区において行われたと推認でき、同時点で、申立期間①の保険料は時効により納付できず、申立期間②の保険料は、申立人の母が主張するように現年度納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の国民年金保険料を現年度納付する前提となるB市における別の手帳記号番号が払い出されてい

たことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳の住所欄には、「B市F区」のゴム印が押されていることから、B市が政令指定都市となった以降に加入手続きを行ったことがうかがえる上、B市F区役所では、「申立人は、昭和 43 年*月*日に被扶養者として国民健康保険の資格を取得し、平成 17 年 9 月 2 日に資格を喪失するまで継続して加入し、その間に資格の異動は無い。」と回答していることから、元年 4 月に国民健康保険の手続きを行ったとする申立人の主張と相違する。

加えて、申立人の提出した家計簿として使用されていたノートは、製造元に照会した結果、平成 20 年 1 月以降に製造販売されたものであることが確認できることから、申立期間の保険料納付を推認するには至らない上、ほかに申立期間①の保険料を納付し、申立期間②の保険料を重複納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、申立期間①の保険料を納付し、申立期間②の保険料を重複納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付し、申立期間②の保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から5年3月まで

私は、両親に国民年金の加入を勧められたので区役所で加入手続きを行い、自分のアルバイト収入で国民年金保険料を納付していた。加入手続きや納付の状況など詳しくは覚えていないが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入前の期間であり、国民年金の加入時において、国民年金手帳記号番号の払い出しを受け、手帳記号番号に基づき国民年金保険料を納付するところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間に係る国民年金被保険者の資格取得及び資格喪失の入力処理は基礎年金番号により行われていることから、申立人は基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降に加入手続きを行い、遡って申立期間の被保険者資格を取得及び喪失したことが推認でき、この時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立期間は33か月と長期間である上、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料納付に係る記憶が曖昧であり、具体的な保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から59年6月まで

私は、昭和54年*月に20歳になったが、国民年金には、すぐに加入せず母から加入を勧められた55年秋頃に加入して、それまで未納であった国民年金保険料を納付するために母から8万円ぐらいのお金を借りたうち7万円ぐらいをA区Bにある出張所で一括納付した。そのときに年金手帳をもらい、その後の保険料は、C銀行D支店（当時）で毎月納付していたのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年秋頃に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の納付記録等から、61年9月頃に払い出され、同時期に申立人は国民年金の加入手続きを行ったことが推認できることから、申立人の主張と相違する上、加入時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 12 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 12 月頃に会社を退職後に結婚し、すぐに国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、夫の銀行口座からの引き落としにより夫婦一緒に納付してきた。夫が自営業のため国民年金には必ず加入しなければならないという認識があったので、同年 12 月から 57 年 3 月までの保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 12 月頃に国民年金に加入し、国民年金保険料は、夫の銀行口座からの引き落としにより夫婦一緒に納付してきたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により社会保険事務所（当時）から A 市に 57 年 7 月 20 日に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は同年 11 月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、申立人の主張と相違する上、加入時点において、申立期間のうち 55 年 9 月以前の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料は口座引き落としにより納付しており、一定期間の保険料をまとめて納付した記憶は無いと述べているところ、加入時点において、申立期間の一部の期間は過年度保険料となることから、通常の事務処理では口座引き落としにより過年度保険料が納付できたとは考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月及び同年5月

私は、会社を退職した平成9年1月にA市役所において国民年金の加入手続を行った。その際、申立期間の国民年金保険料が未納であることが判明したため、同年3月頃預金を下ろし、申立期間の保険料を金融機関で納付したのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年1月に国民年金の加入手続を行い、同年3月頃、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、オンライン記録によれば、申立期間に係る国民年金被保険者の資格取得及び資格喪失の入力処理は基礎年金番号により行われていることから、申立人は基礎年金番号制度が導入された同年1月以降に遡って加入手続を行ったことが推認でき、加入時期については申立人の主張と符合するが、この時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付することが可能な期間において国民年金に加入すれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月から9年12月までの期間及び11年11月から13年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年8月から9年12月まで
② 平成11年11月から13年11月まで

私は、申立期間においてA区Bで私の母が経営するC（業種）で働いており、店ではD協同組合に加入していたので、国民年金保険料とE国民健康保険組合の保険料は、母が二人分を合わせて毎月、同協同組合F支部の会計担当を通じて納付していた。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料はD協同組合F支部の会計担当を通じて納付していたと主張しているが、同支部は「申立期間においては国民年金保険料の集金は行っていなかった。」と回答している上、申立人と同様に同支部に所属する同業者二人は、「国民年金保険料は個人で納付していた。」とそれぞれ回答しており、申立人の主張と相違する。

また、申立期間①及び②は合計して66か月と長期間である上、申立人と一緒に保険料を納付していたとするその母も申立期間①においては未納であり、申立期間②においては国民年金に未加入の期間であることから、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたと推認することはできない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から8年8月まで

私は、平成7年8月から8年8月までA社B支店に勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間にA社B支店に勤務していたことは確認できる。

しかし、事業主は、申立人の雇用形態は臨時雇用であり、臨時雇用者については、全員、厚生年金保険の加入手続は行っていないと回答しているところ、当該事業所から提出された賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から34年4月1日まで

私は、叔父が経営するA社に昭和28年頃から6年間勤務しており、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人は、勤務期間は不明であるものの、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社は昭和26年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、27年8月1日に一旦適用事業所でなくなり、36年3月1日に再度適用事業所となっていることが確認でき、申立期間は、適用事業所となっていない期間である。

また、申立期間当時の事業主である申立人の叔父は既に死亡しており、関係資料の所在は不明である上、当時一緒に勤めていた申立人の兄とは連絡が取れないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 5 月 1 日まで

私は、A社の社長から「人手が足りないので半年でも1年でもいいから手伝ってほしい。」と言われ、昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 4 月末日まで同社に勤務したのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の現事業主及び複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記複数の元同僚に確認しても、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得られず、保険料控除について確認できない。

また、当該事業所の現事業主は、「当時の厚生年金保険の届出状況を確認できる資料及び保険料控除を確認できる賃金台帳等の関連資料は無い。」と回答している上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い上、ほかに申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から8年1月1日まで
私の平成6年2月から7年12月までの期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、不当に下がっているので正当な額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成8年1月1日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、オンライン記録により、同日以降の同年2月6日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が6年2月から同年10月までは53万円から、同年11月から7年12月までは59万円から、それぞれ11万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、年金事務所による書面調査において、「平成7年9月頃から会社の資金繰りが苦しくなり、厚生年金保険料を滞納していた。」と供述している。

さらに、B年金事務所は、「標準報酬月額の訂正処理を行う場合、会社の代表者印の押された届書が必要である。」としているところ、申立人は、上記書面調査において、「平成8年1月頃、C社会保険事務所（当時）の職員が会社に来て、70数万円の滞納保険料があり、標準報酬月額を11万円にすると超過納付分の返金があるので、滞納分を支払うよう強く要請・指導され書類に押印した。」と供述しており、当該遡及訂正処理に関与したことを認めている。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所の代表取締役である申立人が、その処理に関与しながら当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月から同年 7 月まで

私は、平成 2 年 9 月に A 社に入社し、同年 12 月に B（職種）の試験に合格し、3 年 1 月から基本給 17 万円及び歩合給ということで契約した。申立期間の標準報酬月額を 17 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 社における平成 3 年 1 月から同年 7 月までの標準報酬月額は 17 万円に該当する。」と主張している。

しかし、当該事業所において申立人と同じ平成 2 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者から 7 人を抽出し、回答の得られた 6 人のうち 3 人は、「自分の入社時の標準報酬月額はほぼ正しい。」と供述している（残る 3 人は不明）。

また、オンライン記録によると、上記 6 人のうち被保険者期間が 1 年以上である 3 人は、いずれも平成 2 年 9 月 1 日の資格取得時に標準報酬月額が決定された後、申立人と同じく 3 年 8 月 1 日に標準報酬月額が改定されていることから、申立人のみが特殊な取扱いを受けたことはうかがえない上、オンライン記録において遡及訂正等の不適切な処理が行われた形跡は見当たらない。

さらに、企業年金連合会が管理する C 厚生年金基金の記録における標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3587 (事案 2318 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月31日から44年5月25日まで
前回の申立てに対し、「申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。」との通知を受け取ったが、当時、一緒に勤務していた同僚を数名思い出したので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 雇用保険の加入記録がオンライン記録と一致していること、ii) 申立期間当時の勤務実態について確認することができないこと、iii) 申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年9月1日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てについて、申立人は、「一緒に勤務していた元同僚を思い出したので再調査してほしい。」と主張しているところ、申立人が氏名を挙げた元同僚8名のうち、連絡先が判明し、話を聞くことができた1名は、「申立人は、私が入社するよりも前から勤めていたが、いつからいつまで勤務していたのかは分からない。」と供述しており、申立人の勤務実態及び保険料控除を推認できるような具体的な証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月1日から51年6月11日まで

私は、昭和45年9月初めからA区に在ったB社に入社し、C（役職）も務め、51年6月10日に退職するまで継続勤務していたが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、同じ場所にあった系列のD社及びE社でもF（業種）を担当していたので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚等の証言により、勤務時期は特定できないものの、申立人は、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は平成9年9月30日に適用事業所でなくなっており、当該事業所の事業主は既に死亡し、当時、社会保険の関連業務を担当していた事業主の妻から事情を聴取することができない上、元同僚等も「申立人の厚生年金保険料の控除についての詳細は不明。」と供述しており、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は61人確認できるが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人は、申立期間の勤務について、「午前9時から午後3時まで当該事業所に勤務し、午後3時から同じ場所にあった系列のD社及びE社にF（業種）として勤務した。」と主張しているところ、オンライン記録によると、D社は、昭和62年9月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は、適用事業所になる前の期間である。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、平成 2 年 10 月に A 社 B 支店に入社し、3 か月の業務研修を受けたが、業務研修の後は、提出した給与証明書にあるように、17 万円の給与が支給されていた。申立期間について、標準報酬月額が 11 万円になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与証明書（C 社作成）及び A 社から提出された給与支給額明細書により、申立人は、平成 3 年 1 月から同年 9 月までの給与支給額が 17 万円以上となっていることは確認できる。

しかし、申立人が加入していた D 厚生年金基金（平成 15 年 12 月に解散）の記録により、申立期間当時の標準報酬月額は 11 万円であることが確認でき、オンライン記録と一致するところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人から提出された申立期間に係る給与支給額明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

千葉厚生年金 事案 3590（事案 454 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月14日から同年9月1日まで

私が所持するA社における厚生年金保険の資格取得時に発行された厚生年金保険被保険者証の「はじめて資格を取得した年月日」欄には、昭和34年5月14日と記載されていることから、私の同社における資格取得日を同日に訂正してほしい旨申し立てたが、第三者委員会は、「当該事業所が適用事業所となったのは、34年9月1日で、同日に、事業主及び社員7名が資格を取得しており、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことなどを理由に記録の訂正は認められない。」と判断し、私の疑義については、「原因の解明には至らなかった。」と記述しているのみである。私は、34年5月14日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の被保険者証を持っており、記録の間違ひは明らかなので、再度、調査の上、私の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」欄に昭和34年5月14日と記載されていることが確認できるが、A社が適用事業所になったのは同年9月1日であり、同日に申立人を含む8名が被保険者資格を取得している上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿においても、同日に申立人が被保険者資格を取得していることが確認できるほか、申立人の主張を認めるに足りる関連資料等は確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、「厚生年金保険被保険者証の『初

めて資格を取得した年月日』欄に昭和 34 年 5 月 14 日と記載されていることから、オンライン記録が間違っており、同年 5 月から厚生年金保険料は納付されていた。」と主張している。

しかし、元事業主及び申立期間当時経理・総務事務を担当していた元同僚は既に死亡しており、申立期間当時の関係資料の所在は不明であることから、申立期間に係る厚生年金保険の控除について確認できない。

また、申立人同様、厚生年金保険被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」欄に昭和 31 年 5 月 14 日と記載されている旨供述した元同僚（事業主の弟）は、「その被保険者証は紛失した。」と供述しており、「初めて資格を取得した年月日」欄の記載内容を確認できない。

さらに、B 事務センターは、「A 社の適用事業所申請及び被保険者資格取得届出時の事務処理手続を確認できないため、申立人に対して被保険者名簿に記載のある資格取得日と異なる日付を記載した厚生年金保険被保険者証を交付した原因を検証することは困難である。」と回答している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む被保険者 8 名が、当該事業所が適用事業所となった昭和 34 年 9 月 1 日に資格取得していることが確認できる上、厚生年金保険被保険者番号払出簿によると、27 年 4 月 1 日に既に厚生年金保険記号番号が払い出されている 1 名を除く 7 名全員が、34 年 9 月 1 日に当該事業所における資格取得に伴い新規で払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 21 日から 9 年 10 月 1 日まで

私は、A事業所にB（職種）として勤務した1か月程度の見習期間の後、C（職種）と二人で夜の当直勤務も行っていた。当直勤務は手当が付き収入が増えたので、当時の厚生年金保険の標準報酬月額はもっと高いはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じくA事業所においてB（職種）として働いていた元同僚は、「過去にB（職種）の実務経験の無い者は、仕事を覚え、夜勤を任せられるようになるまでに最低でも1か月はかかり、夜勤をしなければ給与は20万円にはならない。」と供述しているところ、申立人が、「1か月程度の見習期間を経て、夜勤をやるようになった。」と主張している内容は符合する。

しかし、元事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等の関係資料は残っていない。」と回答していることから、申立期間当時の報酬月額の内訳及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A事業所が加入していたD健康保険組合は、「システム上、加入時の標準報酬月額が訂正された記録は確認できないが、申立人の標準報酬月額は、加入時の平成8年5月が15万円、同年10月算定が15万円、9年10月算定が20万円である。」と回答しており、オンライン記録と一致する。

さらに、オンライン記録において、当初の申立人の被保険者資格取得時の標準報酬月額20万円は、平成8年8月27日に被保険者資格取得時に遡って15万円に訂正されていることが確認できるところ、同年10月の定時決定

において標準報酬月額が15万円となっていることを踏まえると、同年10月の定時決定の基準月である同年5月から同年7月の3か月間における平均報酬月額に相当する標準報酬が15万円となっていることが判明したことから、定時決定に先立って同年8月27日に取得時の標準報酬月額に係る訂正の届出が行われたと考えられることから、社会保険事務所（当時）における記録訂正に不自然さは認められない。

このほか、申立人が申立期間において申立てどおりの厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。